

インフルエンザにおける出席停止のお知らせ

お子さんが、インフルエンザにかかれた場合、学校保健安全法第19条の規定により、学校長の判断のもと医師の登校許可が出るまで出席停止となり登校できません。インフルエンザにかかれましたら、まずは学校へご連絡ください。また、治療後に登校する際には市内の医療機関で発行される「り患証明書」を学校に提出してください。※「り患証明書」が発行されない場合は、受診された医療機関で発症日を確認いただき、下段の基準を参考に必要事項をご記入のうえ登校届を学校に提出してください。

なお、インフルエンザ以外の学校感染症については、従来通りの医師に記入していただく「登校許可書」をご提出くださいますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、学校へご連絡ください。※この用紙については、コピーしてご使用ください。また、学校にも置いてあります。

----- キリトリセン -----

インフルエンザ用登校届

丹波篠山市立 早期発達支援室長 様

氏名 _____

病名 「インフルエンザ__型」と診断されましたが、病状が回復し医療機関と出席停止期間後の登校日を確認しましたので、令和 ____年 ____月 ____日より登校いたします。

※発症日 令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名 「 _____ 」

保護者名 _____ 印

※受診される医療機関により、必ずもらえるわけではないので「インフルエンザり患証明書」をもらわれた方はそれを提出してください。

※「インフルエンザり患証明書」をもらわれていない方は、受診された医療機関で発症日を確認いただき、下記の基準を参考にして登校可能日等をご記入のうえ提出してください。

～インフルエンザにおける出席停止期間の基準～

学校保健安全法 施行規則第19条では**出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と**なっています。(発症日は含みません) ※幼児とは小学校入学前の園児のことです。

ご自宅で出席停止期間の基準をご確認のうえ登校してください。

【例】

日付	/ 0日	/ 1日目	/ 2日目	/ 3日目	/ 4日目	/ 5日目	/ 6日目
小学生 中学生	発症日	—	—	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能
園児		—	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	熱なし 3日目	登校可能